



令和3年1月8日

十日町建築組合 様

十日町市産業観光部農林課長

農振農用地の除外などに係る手続きの一時中断について（お知らせ）

市では、令和3年度に農業振興地域及び農業振興地域整備計画書の見直し統合を行う予定です。

農振農用地内に建物を建てる時などは、農振農用地の除外等の手続きが必要ですが、統合期間中は、この手続きを一時中断させていただきます。

除外等の手続きは、7ヶ月程かかりますので急を要する案件は、令和3年3月末までに当課までご相談ください。

本件については、令和3年1月10日号の市報でもお知らせしましたが、お手数ですが、あらためて組合の関係者様に周知をお願いいたします。

◆手続きの中断予定期間 令和3年11月～令和4年6月末

◆相談先 十日町市産業観光部 農林課農業企画係 担当：柳、佐藤
電話 025-757-3120